

(独)国民生活センターのあり方 についての検討状況

平成20年3月25日

内閣府国民生活局



独立行政法人国民生活センター見直しの検討状況と今後の予定

年・月	國民生活審議会		消費者行政推進会議	ADR(裁判外紛争解決手続き)
	消費者政策部会 国民生活センターの在り方	総合企画部会 「生活安心プロジェクト」 (行政のあり方の総点検)		
19年 11月		11月 26日 ◎第1回総合企画部会 ・5つのワーキンググループの設置 ・検討の視点、検討対象の検討		11月 20日 ◎第1回消費者政策部会 ・(独)国民生活センターの在り方及び同センターの紛争解決機能の整備・充実について
12月		12月 27日 ◎第2回総合企画部会 ・ワーキンググループのヒアリング結果中間報告 ・今後の総合企画部会及びWGにおいて重点的に扱うべき横断的論点		12月 6日 ◎第2回消費者政策部会 ・(独)国民生活センターの在り方及び同センターの紛争解決機能の整備・充実について
20年 1月	1月 22日 ◎第4回消費者政策部会 ・国民生活センターの在り方について	1月 28日 ◎第3回総合企画部会 ・総論および各論(人材・組織、審議会・パブリックコメント)		12月 18日 ◎第3回消費者政策部会 ・(独)国民生活センターの在り方及び同センターの紛争解決機能の整備・充実について
2月	2月 15日 ◎第6回消費者政策部会 ・国民生活センターの在り方に関する検討<論点の整理、検討①>	2月 14日 ◎第4回総合企画部会 ・総論および各論(民間登録機関、情報窓口) ・「食べる」WGからの報告	2月 12日 ◎第1回消費者行政推進会議 ・今後の進め方 ・自由討論	2月 27日 ◎第2回消費者行政推進会議 ・消費者問題の実態 ・消費者窓口に関する課題
3月	3月 17日 ◎第8回消費者政策部会 ・国民生活センターの在り方に関する検討会<素案のとりまとめ>	3月 4日 ◎第5回総合企画部会 ・各論(組織) ・「働く」、「作る」、「守る」、「暮らす」WGからの報告	3月 13日 ◎第3回消費者行政推進会議 ・国と地方の役割 ・それぞれ、担当委員からの説明の後、議論。	3月 4日 ◎国民生活センター法の一部改正 法案閣議決定 国会に法案提出
4月	3月 24日 ◎第9回消費者政策部会 ・国民生活センターの在り方に関する検討会<報告のとりまとめ>	3月 18日 ◎第7回総合企画部会 ・とりまとめ素案	未定	◎第4回消費者行政推進会議 ・国民生活審議会の報告(総点検、国民生活センターの在り方) ・論点整理(第1回～第3回を踏まえ)
		3月 27日 ◎第8回総合企画部会 ・とりまとめ		◎第5回～消費者行政推進会議 ・組織形態の在り方等 5回以降未定 5月とりまとめの予定
		未定		
		国民生活審議会総会		

国民生活センターのあり方

国民生活センターと消費者問題の現場で中心的な役割を担っている。
→「消費者が主役となる行政」において、両者が一体となつて、機能強化を図ることが必要

消費者行政の現場対応の強化（3つの強化すべき役割）

消費者問題に関する ワンストップ・サービス拠点

- ・消費者から見てわかりやすい窓口の整備
→消費生活センターのネットワークを強化し、地域における一元的窓口の形成を推進
- 消費生活センターの相談能力向上のため、経由相談や研修を充実
- 消費問題窓口へのPIO-NET設置
- ・消費者紛争の解決
→地方の苦情処理委員会の活性化
→センターの紛争解決機能の整備・充実

市場の監視役

- ・消費者問題に関する情報の迅速かつ一元的な集約
→関係機関の情報を含め、センターに情報をお一元的に集約
- ・分析・調査研究の充実強化
→「消費者Gメン（仮称）」の設置
- ・商品テスト機能の充実強化
→センターが重要と判断したテストを、他機関が優先的に実施する制度
- ・消費者の自立支援に向けた情報提供・消費者教育
- ・国際的な連携の促進
- ・事業者に対する監視機能の強化
- ・消費者視点に立った事業者の活動の促進

現場情報を政策に反映

- ・法執行部門との連携
→法執行部門への勧告等
→センターが立入調査等を担うことについての検討
- ・政策の企画立案への反映
→政策提言への対応状況を各府省は公表
- ・公務員等の研修の場
→センターや消費生活センターの現場を体験できる研修制度

被害救済機能の強化（将来的な検討課題）

- ・事業者の不当な行為等に対する差止請求権の付与
- ・被害者の金銭的救済として主たる機関として主目的な役割を果たす

地方の消費生活センター等の活性化

- ・消費生活センターについて法律上の位置付け等により機能拡充
- ・消費者行政の重要性の認識を高める働きかけ

上記の機能を担うべく必要な予算人員を確保し、消費者行政性進会議の議論も踏まえて組織形態を見直し

第21次 国民生活審議会 委員名簿

任期：平成19年9月10日
～平成21年9月9日

会長	佐々木 豊	学習院大学法学部教授
会長代理	廣 松 豊	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
	池 田 弘一	アサヒビール株式会社会長
	石 野 伸 子	産経新聞社編集局編集委員
	岩 田 喜 美 枝	株式会社資生堂取締役執行役員常務
	上 村 達 男	早稲田大学法学部長
	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	岡 本 直 美	NHK関連労働組合連合会議長
	奥 村 洋 彦	学習院大学経済学部教授
	神 田 敏 子	全国消費者団体連絡会事務局長
	小早川 光 郎	東京大学法学部教授
	小 林 いづみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	佐々木 かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長、 株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長
須 藤 修		東京大学大学院情報学環教授
夏 目 智 子		全国地域婦人団体連絡協議会監査
早 川 祥 子		日本ハム株式会社社外取締役
早瀬 昇		社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事・事務局長
原 早 苗		埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オンブズネット代表
樋 口 美 雄		慶應義塾大学商学部教授
藤 原 靜 雄		筑波大学法科大学院教授
升 田 純		中央大学法科大学院教授
松 本 恒 雄		一橋大学大学院法学研究科教授
水 卷 中 正		国際医療福祉大学大学院教授
御 船 美智子		お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
三 宅 弘		弁護士、獨協大学法科大学院特任教授
山 岡 義 典		日本NPOセンター副代表理事、法政大学現代福祉学部教授
山 田 昌 弘		東京学芸大学教育学部教授
山 本 豊		京都大学大学院法学研究科教授
若 杉 敬 明		東京経済大学経営学部教授

(敬称略、50音順)、以上 29名
平成20年2月14日現在

第21次国民生活審議会消費者政策部会 委員名簿

(敬称略、50音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
	神 田 敏 子	全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	小 林 いづみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人E C ネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	三 木 浩 一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	水 卷 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 19 名
(平成 20 年 2 月 14 日現在)

第 21 次 国民生活審議会 総合企画部会委員名簿

(敬称略、50 音順)

部 会 長	廣 松 豊	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
部会長代理	山 岡 義 典	日本NPOセンター副代表理事、法政大学現代福祉学部教授
委 員	池 田 弘 一	アサヒビール株式会社会長
	石 野 伸 子	産経新聞社編集局編集委員
	岩 田 喜美枝	株式会社資生堂取締役執行役員常務
	上 村 達 男	早稲田大学法学部長
	奥 村 洋 彦	学習院大学経済学部教授
加 来 栄 一		日本労働組合総連合会総合政策局社会政策局長
岸 本 幸 子		特定非営利活動法人パブリックリソースセンター理事・事務局長
上 妻 義 直		上智大学経済学部教授
佐々木 かおり		株式会社イー・ウーマン代表取締役社長、 株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長
城 山 英 明		東京大学大学院法学政治学研究科教授
高 巍		麗澤大学大学院国際経済研究科教授
谷 本 寛 治		一橋大学大学院商学研究科教授
角 田 真理子		明治学院大学法学部准教授
鶴 岡 憲 一		元読売新聞東京本社編集委員
早 瀬 升		社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事・事務局長
原 早 苗		埼玉大学経済学部非常勤講師、金融オンブズネット代表
樋 口 美 雄		慶應義塾大学商学部教授
古 谷 由紀子		社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 常任理事・消費者志向マネジメントシステム特別委員長
山 上 紀美子		社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
山 田 昌 弘		東京学芸大学教育学部教授
山 本 隆 司		東京大学大学院法学政治学研究科教授
若 杉 敬 明		東京経済大学経営学部教授

以上 24 名
(平成 19 年 12 月 25 日現在)

消費者行政推進会議について

平成20年3月
内閣官房消費者行政一元化準備室

1 趣旨

各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織のあり方を検討し、その組織を消費者を主役とする政府の舵取り役とするため、消費者行政推進会議を開催（平成20年2月8日閣議決定。別紙1。）。

2 構成

会議は、有識者（別紙2）により構成し、内閣総理大臣が開催。

3 検討事項

- (1) 消費者行政を統一的・一元的に推進するために必要な権限
- (2) 所掌事務及び組織形態（消費者行政を担当する大臣の常設化を含む）
- (3) 消費者にとってわかりやすい窓口

4 検討状況

平成20年2月12日 ○ 第1回

- ・ 今後の進め方
- ・ 自由討議

2月27日 ○ 第2回

- ・ 消費者問題の実態
- ・ 消費者窓口に関する課題

3月13日 ○ 第3回

- ・ 国と地方の役割
- ・ それぞれ、担当委員から説明の後、議論。

5 今後の進め方

- 第4回
 - ・ 国民生活審議会の報告（総点検、国民生活センターのあり方）
 - ・ 論点整理（第1回～第3回を踏まえ）
- 第5回以降～
組織形態のあり方等

別途ヒアリング等を行うため、ワーキンググループを設置。

消費者行政推進会議の開催について

平成20年2月8日
閣議決定

1. 趣旨

各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織の在り方を検討し、その組織を消費者を主役とする政府の舵取り役とするため、消費者行政推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び消費者行政推進担当大臣・内閣府特命担当大臣（国民生活）が出席するほか、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

- (1) 消費者行政を統一的・一元的に推進するために必要な権限
- (2) 所掌事務及び組織形態（消費者行政を担当する大臣の常設化を含む）
- (3) 消費者にとってわかりやすい窓口

4. その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

消費者行政推進会議 名簿

(敬称略 50 音順)

座長 佐々木 育 学習院大学法学部教授

川戸 恵子 ジャーナリスト

阪田 雅裕 弁護士（前 内閣法制局長官）

佐野 真理子 主婦連合会事務局長

島田 晴雄 千葉商科大学学長

中村 邦夫 松下電器産業株式会社代表取締役会長

中山 弘子 新宿区長

林 文子 株式会社ダイエー 取締役副会長

原 早苗 金融オシブズネット代表

松本 恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授

吉岡 和弘 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長、弁護士

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案について

消費者紛争をめぐる事情

- 近年、消費者紛争の発生件数は急増。内容も複雑・多様化。

国民生活センターや都道府県の消費生活センターでの 相談件数 うちあつせん件数（うち不調）	平成8年	35万件	38千件（2,432件）	↓<約3倍>	60万件（4,793件）
	平成18年				

消費者紛争の特性

- 消費者と事業者との間には情報及び交渉力において構造的な格差。
→ 対等な当事者を前提とする裁判は必ずしもならない。

- 被害金額が少額。
→ 裁判による救済はコストの面で見合わず、ともすれば泣き寝入り。

消費者基本法における国民生活センターの役割

- 事業者と消費者との間に生じた苦情のあっせん等における中核的機関として積極的な役割を果たす。

- 現行の独立行政法人国民生活センター法上、紛争解決機能についての明文の規定なし。

国民生活センターが行う紛争解決の手続を整備し、

消費者紛争の適正・迅速な解決を促進

- 消費者と事業者との間に生じた紛争のうち、その解決が全国的に重要な紛争を処理。

- 独立して職権を行う紛争解決委員会を設置。
 - 委員は法律等に関する専門的知識経験を有する者の中から任命。専門性を確保するため特別委員も任命。

- 和解の仲介及び仲裁を実施。
 - 当事者の双方又は一方からの申請により手続を開始。
 - 当事者の出席・文書等の提出を求めることが可能。

- 時効の中断及び訴訟手続の中止の法的効果を付与。

- 国民生活の安定・向上のため必要な措置を公表。
 - 和解内容等の義務が履行されない場合には委員会が勧告。

国民生活センター	事務及び事業の見直し
	<p>【情報分析事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警戒すべき情報をいち早く発見できる業務の体制を構築することや緊急な情報が即時に提供されることなど業務の在り方を見直すこととする。これらの見直しについては、可能なものから早急に実施するとともに、パイオネットの設計に当たっては、業務体系を再構築した上で行うこととする。 ○その上で、全国消費生活情報ネットワーク・システム（パイオネット）を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図るとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、「早期警戒指標」を整備し、消費者、関係省庁、関係独立行政法人等への迅速な情報提供を行う。 ○事故情報データバンクを整備し、インターネットを活用する等、広範囲の消費者被害情報を収集するとともに、情報分析能力を強化し、消費者啓発を充実する。 <p>【相談調査事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、裁判外紛争解決制度の整備については、認証紛争解決事業者の発展を阻害しないこと、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲等について十分に検討することとする。 ○消費者相談業務について、直接相談を実施しつつ、地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図ることとする。 <p>【商品テスト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。あわせて、商品テストの実施機関等の情報の収集・提供を行う。 <p>【教育研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活専門相談員資格認定制度について、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行うこととし、平成20年度内に一定の結論を得る。 ○研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・管理・運営業務について民間競争入札を実施、企業・消費者向けの教育・研修事業については官民競争入札を実施し、有効活用を図る。 ○研修業務の効果的かつ効率的な実施の観点から、消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図るものとする。 <p>【国民生活センターの在り方の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。 ○国民生活センターが担う情報の収集・分析、相談、商品テスト等の業務

全般に関し、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たせるための情報及び組織のネットワークを確立する。

運営の効率化及び自律化

【東京事務所】

○東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。

整理合理化計画の国民生活センター関連部分抜粋

○厚生労働省

国立健康・栄養研究所

【収去食品の試験業務】

内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて国立健康・栄養研究所と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。

○農林水産省

農林水産消費安全技術センター

【食品等関係事業】

内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて農林水産消費安全技術センターと国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。

○経済産業省

製品評価技術基盤機構

【生活安全分野】

内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて製品評価技術基盤機構と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。



独立行政法人国民生活センターと独立行政法人国立健康・栄養研究所との
連携・協力の推進に関する合意

平成20年3月3日

独立行政法人国民生活センターと独立行政法人国立健康・栄養研究所は、国民の消費生活における安全・安心を確保するため、当面、以下の事項について相互の連携・協力を推進することとする。

1. 情報の共有

定期的に連絡協議を行い、両機関が保有する以下の情報で必要なものを相手方へ迅速に提供する。

(国民生活センター)

「PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）」に寄せられた消費生活相談情報

(国立健康・栄養研究所)

- ・「健康食品」の安全性・有効性情報等
- ・海外の製品被害情報

2. 商品テスト等における技術協力

両機関のテスト技術および試験施設・設備等を活用し、以下の協力を推進する。

- ・両機関が実施する商品テストや試験研究への助言、意見交換会の実施（知見の活用）
- ・両機関が保有する試験施設・設備等の活用（施設等の共同利用）

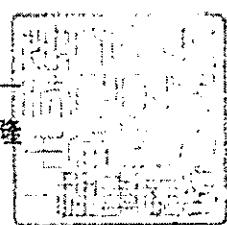
3. その他

上記のほか、以下について連携を図る。

- ・両機関が実施する委員会（分析評価委員会、N R制度の在り方検討委員会等）への委員参画
- ・両機関が実施する研修・講座への専門家派遣

独立行政法人 国民生活センター

理事長 中名生 隆



独立行政法人 国立健康・栄養研究所

理事長 渡邊 昌



独立行政法人国民生活センターと独立行政法人農林水産消費安全技術センターとの
連携・協力の推進に関する合意

平成20年3月3日

独立行政法人国民生活センターと独立行政法人農林水産消費安全技術センターは、国民の消費生活における安全・安心を確保するため、当面、以下の事項について相互の連携・協力を推進することとする。

1. 情報の共有

両機関が保有する以下の情報を相手方へ迅速に提供し、共有する。

(国民生活センター)

「PIONET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）」に寄せられた「食料品」に関する消費生活相談情報

(農林水産消費安全技術センター)

食品表示の違反事案についての対応状況の概要等

2. 技術協力

両機関が保有するテスト技術及び試験施設・設備等を活用し、以下の協力を推進する。

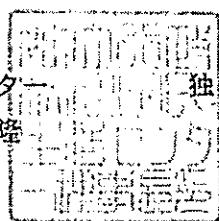
- ・ 国民生活センターが行う商品テストの農林水産消費安全技術センターでの一部実施
- ・ 両機関が実施する事業への技術的助言

3. その他

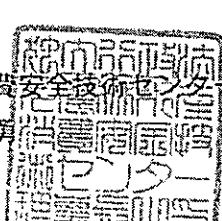
上記のほか、食品の表示制度や分析技術等に関する研修・講座の開催について連携を図る。

- ・ 消費生活相談員等を対象とした研修・講座の開催
- ・ 研修・講座への専門家派遣

独立行政法人 国民生活センター
理事長 中名生 隆



独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
理事長 山口 勇



独立行政法人国民生活センターと独立行政法人製品評価技術基盤機構との 連携・協力の推進に関する合意

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）と独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、国民の消費生活における安全・安心を確保するため、相互の連携・協力を推進することにつき、以下のとおり合意する。

（目的）

第1条 本合意は、センター及び機構が両組織の人材、設備、技術、情報、ノウハウ等の資源を活用し、相互の連携・協力を効果的に推進することによって、国民の暮らしに直結する消費生活用製品に関する事故の未然防止・拡大防止等を図り、消費者が安全で安心して暮らせる社会づくりに貢献することを目的とする。

（連携・協力の推進）

第2条 センター及び機構は、次の事項について連携・協力を推進する。

- (1) 両機関が保有する製品事故情報、消費生活相談情報等の相手方への迅速な提供
- (2) 消費生活センターが受け付けた製品事故情報の収集ルートの一元化及び消費生活センターが受け付けた製品事故情報のPIO-NETへの登録・閲覧可能の即時化に向けた検討の実施
- (3) 両機関の特性を活用した商品テスト（以下「テスト」という。）の役割分担
- (4) 両機関が実施したテストの技術情報の相手方への提供
- (5) 両機関が実施するテストについての技術協力
- (6) 両機関による消費者に対する注意喚起における連携・協力
- (7) その他、目的達成のために必要な事項であって、両者が協議のうえ合意した事項

（連携連絡会議の実施）

第3条 センター及び機構は、相互の密接な連携・協力を効果的に促進するため、「連携連絡会議」を設置し、定期的に開催するものとする。

2 前条に定める事項の詳細、その他本会議の運営に関して必要な事項は、別途協議するものとする。

（知的財産の取扱い）

第4条 センター及び機構は、第2条に定める事項について連携・協力を実施することにより生じた知的財産の保全、維持及び活用に関して、個別の案件ごとに両者が事前に協議し決定するものとする。

（成果の公表等）

第5条 センター及び機構は、テスト等技術協力に係る成果を公表しようとする場合は、両者が事前に協議し、合意を得るものとする。

2 前項に基づき公表した成果についていずれか一方が第三者から提訴された場合、両者は善意をもって相手方に協力するものとし、両者が同時に提訴された場合は両者は相互に協力・連携して訴訟に対応するものとする。

(遵守事項)

第6条 センター及び機構は、第2条に定める事項について連携・協力を実施する場合は、双方の内部規定を互いに遵守するものとする。

2 前項の実施を通じて知り得た情報については、双方の内部規定に基づき、互いに適切な管理を行うものとする。

(個人情報保護)

第7条 センター及び機構は、本合意に基づく連携・協力の実施に当たり、両機関が保有している個人情報及び今後保有する個人情報については、個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守するとともに、相互の内部規定を遵守し、適切に取り扱うものとする。

(善管注意義務)

第8条 センター及び機構は、本合意の主旨に従い、連携・協力を善良なる管理者の注意をもって行うこととし、相手方の施設、設備等を損傷・破損した場合は、互いに当該損害を相手方に賠償するものとする。

ただし、天災その他の不可抗力によって損傷・破損した場合は、両者が協議して賠償の是非、賠償額等について個々の案件毎に定めるものとする。

(その他)

第9条 本合意に定めのない事項については、連携連絡会議で別途協議の上、定めるものとする。

本合意の締結の証として、本合意書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成20年1月30日

神奈川県相模原市弥栄3丁目1番1号
独立行政法人国民生活センター
理事長 中名生 隆

東京都渋谷区西原2丁目49番10号
独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 御園生 誠

中名生 隆

御園生 誠

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

- 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 役員及び職員（第六条—第九条）

第三章 業務

第一節 業務の範囲（第十条）

第二節 重要消費者紛争解決手続

第一款 紛争解決委員会（第十一条—第十八条）

第二款 和解の仲介

第一目 手続（第十九条—第二十六条）

第二目 和解仲介手続の利用に係る特例（第二十七条・

第二十八条）

第三款 仲裁（第二十九条—第三十三条）

第四款 雜則（第三十四条—第三十九条）

第三節 消費者紛争に関するセンターのその他の業務（第四十一条—第四十二条）

第四章 利益及び損失の処理の特例等（第四十三条）

第五章 雜則（第四十四条—第四十六条）

第六章 罰則（第四十七条—第四十九条）

附則

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 役員及び職員（第六条—第九条）

第三章 業務等（第十条・第十一条）

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 役員及び職員（第六条—第九条）

第三章 業務等（第十条・第十一条）

附則

第一章 総則

第一条 (略)

(定義)

第一条の二 この法律において「消費者紛争」とは、消費生活に
関して消費者（個人（事業として又は事業のためにした行為が
紛争の原因になつた場合におけるものを除く。）をいう。以下同
じ。）又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十二条
の一第一項に規定する差止請求を行う適格消費者団体（同法第
二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。）と事業者（法人
その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争
の原因になつた場合における個人をいう。）との間に生じた民事
上の紛争をいう。

2 この法律において「重要消費者紛争」とは、消費者紛争のう
ち、消費者に生じ、若しくは生ずるおそれのある被害の状況又
は事案の性質に照らし、国民生活の安定及び向上を図る上でそ
の解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるもの
をいう。

第二条 (略)

(センターの目的)

第三条 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」とい
う。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見

第一章 総則

第一条 (略)

(センターの目的)

第三条 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」とい
う。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見

地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。

第四条 (略)

第五条 (略)

第二章 (略)

第三章 業務

第一節 業務の範囲

第十条 センターは、第二条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。

二 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。

三 前二号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。

四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。

五 国民生活に関する情報を収集すること。

六 重要消費者紛争の解決を図ること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第四条 (略)

第五条 (略)

第二章 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 センターは、第二条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。

二 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。

三 前二号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。

四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。

五 国民生活に関する情報を収集すること。

六 重要消費者紛争の解決を図ること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的とする。

第二節 重要消費者紛争解決手続

第一款 紛争解決委員会

(設置、権限等)

第十一條 センターに紛争解決委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、重要消費者紛争の解決のための和解の仲介及び仲裁の手続（以下「重要消費者紛争解決手続」と総称する。）の実施その他この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 委員会は、独立してその職権を行う。

(組織)

第十二条 委員会は、委員十五人以内をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命等)

第十三条 委員は、法律又は商品若しくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しな

い者

3 委員が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。

4 通則法第二十三條第一項の規定は、委員について準用する。

(委員の任期)

第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の服務等)

第十五条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(特別委員)

第十六条 重要消費者紛争解決手続に参与させるため、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員の任期は、二年とする。

3 第十二条第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十四条第二項及び前条並びに通則法第二十三條第一項の規定は、特別委員について準用する。

(委員長)

第十七条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議決)

第十八条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長又は前条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員（第二十一条第二項において「委員長代理者」という。）が出席し、かつ、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第二款 和解の仲介

(手続の開始)

第一目 手続

- 1 第十九条 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、和解の仲介の申請をすることができる。
 - 2 前項の申請は、書面でしなければならない。
 - 3 次条第一項に規定する仲介委員は、第一項の申請に係る紛争が重要消費者紛争に該当しないと認めるときは、当該申請を却下しなければならない。
- 4 前項の規定により第一項の申請を却下する決定に不服がある

者は、委員会に対し、異議を申し出ることができる。

5 和解の仲介の申請が重要消費者紛争の当事者の一方からされたものであるときは、委員会は、他方の当事者に対し、速やかに、第二項の書面の写しを添えてその旨を通知するとともに、委員会が行う仲介により当該重要消費者紛争の和解による解決を図る意思があるかどうかを確認しなければならない。

(仲介委員)

第二十条 委員会が行う和解の仲介の手続（前条第三項の規定による手続を含む。以下「和解仲介手続」という。）は、一人又は二人以上の仲介委員（和解仲介手続を実施する者をいう。以下同じ。）によつて実施する。

2 仲介委員は、事件ごとに、委員又は特別委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、前項の規定により仲介委員を指名するに当たつては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、仲介委員の構成について適正を確保するよう配慮しなければならない。

4 仲介委員は、中立かつ公正な立場において、和解仲介手続を実施しなければならない。

5 二人以上の仲介委員が指名されている場合には、和解仲介手続上の事項は、仲介委員の過半数で決する。

(仲介委員の忌避)

第二十一条 仲介委員について和解仲介手続の公正を妨げるべき

事情があるときは、当事者は、その仲介委員を忌避することができる。

2 仲介委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、

委員長（申立てに係る仲介委員が委員長である場合にあつては委員長代理者、委員長及び委員長代理者である場合にあつてはあらかじめ委員長の指名する委員）が行う。

3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲介委員が指名されたことを知つた日又は忌避の原因があることを知つた日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を委員長に提出しなければならない。

4 仲介委員は、第二項の申立てがあつたときは、同項の決定があるまで和解仲介手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

（出席及び文書等の提出の要求）

第二十二条 仲介委員は、和解の仲介を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、和解仲介手続への出席又は事件に関係のある文書若しくは物件の提出を求めることができる。

（手続の非公開）

第二十三条 和解仲介手続は、公開しない。

（弁護士の助言）

第二十四条 仲介委員のうちに弁護士がない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第二百九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う和解仲介手続において、仲介委員のうち

少なくとも一人が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、和解仲介手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときは、仲介委員は、弁護士である委員又は特別委員の助言を受けるものとする。

(和解案の受諾勧告)

第二十五条 仲介委員は、和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。

(手続の終了)

第二十六条 仲介委員は、申請に係る重要消費者紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに和解の仲介の申請をしたと認めるときは、和解仲介手続を終了させなければならない。

2 仲介委員は、和解仲介手続によつては当事者間に和解が成立する見込みがないと認めるときは、和解仲介手続を終了させる」とができる。

3 仲介委員は、前二項の規定により和解仲介手続を終了させたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

第一目 和解仲介手続の利用に係る特例

(時効の中斷)

第二十七条 前条第二項の規定により仲介委員が和解仲介手続を終了させた場合において、和解の仲介の申請をした者が同条第三項の規定による通知を受けた日から一月以内に当該和解仲介手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効

の中斷に關しては、當該和解の仲介の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十八条 重要消費者紛争について當該重要消費者紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、當該当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手續を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該重要消費者紛争について、當該重要消費者紛争の当事者間において和解仲介手續が実施されていること。

二 前号のほか、當該重要消費者紛争の当事者間に和解仲介手續によって當該重要消費者紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しても、不服を申し立てることができない。

第三款 仲裁

(手續の開始)

第二十九条 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、仲裁の申請をすることができる。

2 当事者の一方がする仲裁の申請は、この法律の規定による仲

裁に付する旨の合意に基づくものでなければならぬ。

- 3 第十九条第二項から第四項までの規定は、委員会が行う仲裁の手続について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項の」とあるのは「第二十九条第一項の」と、同条第三項中「次条第一項に規定する仲介委員」とあるのは「第三十条第一項に規定する仲裁委員」と読み替えるものとする。

(仲裁委員)

第三十条 委員会が行う仲裁の手続（前条第三項において読み替えて準用する第十九条第三項の規定による手続を含む。以下同じ。）は、一人又は二人以上の仲裁委員（当該仲裁の手続を実施する者をいう。以下同じ。）によつて実施する。

2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから委員長が指名する。

3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士（司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争について行う仲裁の手続の場合にあつては、弁護士又は同条第二項に規定する司法書士）でなければならぬ。

4 委員長は、第二項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たつては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、仲裁委員の構成について適正を確保する

ように配慮しなければならない。

5 仲裁委員は、中立かつ公正な立場において、仲裁の手続を実施しなければならない。

(文書等の提出の要求)

第三十一条 仲裁委員は、仲裁を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

(手続の非公開)

第三十二条 仲裁の手続は、公開しない。

(仲裁法の規定の適用)

第三十三条 仲裁委員は、委員会が仲裁を行う場合における仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の適用については、仲裁人とみなす。

第四款 雜則

(裁判外紛争解決手続を実施する他の者との連携)

第三十四条 委員会は、重要消費者紛争解決手続の実施に当たつては、消費者紛争について裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）を実施する国の機関、地方公共団体及び民間事業者との適切な役割分担に配慮しつつ、これらの者と相互に連携を図り、紛争の実情に即した適正かつ迅速な解決が行われるように努めなければならない。

(業務規程)

第三十五条 委員会は、重要消費者紛争解決手続並びに次条の規定による公表及び第三十七条の規定による勧告の実施に必要な細則について、業務規程を定め、これを公表するものとする。

(結果の概要の公表)

第三十六条 委員会は、和解仲介手続又は仲裁の手続が終了した場合において、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認めるときは、それらの結果の概要を公表することができる。

(義務履行の勧告)

第三十七条 委員会は、和解又は仲裁判断で定められた義務について、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、当該義務の履行に関する勧告をすることができる。

2 前項の場合において、委員会は、当該義務の履行状況について、当事者に報告を求め、又は調査をすることができる。

(異議申立て及び行政事件訴訟の制限)

第三十八条 この節（第一款を除く。）の規定による处分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立て及び行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）による訴えの提起をすることができない。

(内閣府令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、委員会、重要消費者紛争解決手続並びに第三十六条の規定による公表及び第三十

七条の規定による勧告に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三節 消費者紛争に關するセンターのその他の業務 (訴訟の準備又は追行の援助)

第四十条 センターは、和解仲介手続によつて重要消費者紛争が解決されなかつた場合において、和解の仲介の申請をした消費者が当該和解仲介手続の目的となつた請求について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行の用に供するための資料（重要消費者紛争解决手続において当事者が提出したもの）を除く。してはならない。

2 前項の規定により資料の提供を受けた消費者は、当該資料を同項の訴訟の準備又は追行の用に供する目的以外の目的に利用してはならない。

(消費者紛争に關する苦情の申出に係る業務)

第四十一条 センターは、委員会が行う重要消費者紛争解决手続のほか、消費者から消費者紛争に關する苦情の申出があつた場合には、次に掲げる業務を行う。

- 一 当該消費者紛争の実情に即した解決を図るのにふさわしい手続の選択に資する情報を当該消費者に提供すること。
- 二 当該苦情の処理のためのあつせんを行うこと。

(情報の収集、公表等)

第四十二条 センターは、消費者紛争の発生を防止するため、消費生活に關する情報を有する地方公共団体その他の者に対し、消

当該情報の提供を依頼することができる。

2 センターは、前項の規定により提供を受けた情報その他収集した消費生活に関する情報を整理し、及び分析し、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知するものとする。

第四章 利益及び損失の処理の特例等

第四十三条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 4 (略)

第五章 (略)

(緊急の必要がある場合の内閣総理大臣の要求)

第四十四条 (略)

2 (主務大臣等)

（利益及び損失の処理の特例等）

第十一一条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 4 (略)

第四章 (略)

(緊急の必要がある場合の内閣総理大臣の要求)

第十二条 (略)

2 (主務大臣等)

第四十五条 (略)

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第四十六条 (略)

第六章 罰則

第四十七条 第十五条第一項 (第十六条第三項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第四十一条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 二 第四十三条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

第十三条 (略)

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十五条 削除

第五章 罰則

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 二 第十一条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

改 正 案

（国民生活センターの役割）

第二十五条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

現 行

（国民生活センターの役割）

第二十五条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。